

# 答申概要（平成29年度第1号）

## 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

## 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成29年7月31日、清瀬市長が請求人に対して行った、国民健康保険税減免却下決定（以下「本件処分」という。）の取り消しを求めるものである。

## 第3 審査審議の経過

審査会は、本件諮問につき、以下のように審査をした。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年11月24日	諮問・審議（第1回）終了

## 第4 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員の意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

国民健康保険税の減免申請の取り扱いについては、「清瀬市国民健康保険税条例」（昭和35年清瀬町条例第8号。以下「条例」という。）及び「清瀬市国民健康保険税減免取扱要綱」（平成21年清瀬市訓令第45号。以下「要綱」という。）に定められている。

条例第24条は、「市長は、次に掲げる事項に該当する者のうち必要と認められる者に対し、当該納税者の申請によって国民健康保険税を減免することができる。」とし、同条第1項第1号にて「災害等により生活が著しく困難になった者又はこれに準ずると認められる者」がその対象となる旨を定める。

そして、かかる条例第24条を適切に運用するために、国民健康保険税の

減免の取り扱いについて要綱が設けられているところ、要綱第2条は国民健康保険税の減免の基準及びその割合を詳細に規定する。

すなわち、要綱第2条は、「市長は、保険税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合は、保険税を減免することができる」とするが、同条ただし書において同条の「第1号から第5号まで及び第8号に該当する者については、その資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、当該年度分の保険税を納付することが困難であると認められる場合に限る」とし、これを減免を認める要件としている。

そして、請求人は要綱第2条第6号及び同条第7号に該当する者ではないので、上記要綱のもとで国民健康保険税の減免を受けるためには、まず、上記ただし書の要件を満たす必要がある。

## 2 請求人の主張の当否

請求人は、自身の収入が乏しいうえに、生活上避けられない支出を負担しているため、家計に余裕はなく、国民健康保険税の支払いが困難であるから、請求人が負担する国民健康保険税は減免されるべきであると主張する。

上述のとおり、請求人のかかる主張の当否について検討するにあたっては、請求人が要綱第2条ただし書にいう、その資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、当該年度分の保険税を納付することが困難であると認められる者であるかが争点となる。

請求人の国民健康保険税の年税額は24万7,300円であるところ、請求人が本件申請時に提出した資料によれば、平成27年7月24日の時点において689万2,480円の預金を保有しており、また、自宅として居住用不動産を所有している事が認められる。

以上の事実に鑑みれば、請求人は、現状においてあらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、当該年度分の保険税を納付することが困難であるとは言いがたいので、要綱第2条ただし書の定める要件に該当する者とはいえない。

したがって、本件申請の審査にあたり、上記要綱第2条ただし書の要件を満たさないとして、これを却下した本件処分に違法または不当な点はない。

よって、請求人の主張には理由はない。

## 3 請求人の主張以外の違法性または不当性の検討

その他、本件処分に違法または不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、本件処分の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上